

年金記録訂正請求に係る答申について

九州地方年金記録訂正審議会
令和元年10月18日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの	1件
厚生年金保険関係	1件
(2) 年金記録の訂正を不要としたもの	0件

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 1900084 号
厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 1900017 号

第 1 結論

- 1 請求者の A 社における平成 24 年 2 月 1 日から平成 28 年 7 月 1 日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成 24 年 2 月から平成 28 年 4 月までの標準報酬月額については、20 万円から 30 万円、同年 5 月及び同年 6 月の標準報酬月額については、20 万円から 26 万円とする。

平成 24 年 2 月から平成 28 年 6 月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 24 年 2 月から平成 28 年 6 月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求者の A 社における平成 24 年 9 月 1 日から平成 28 年 7 月 1 日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成 24 年 9 月から平成 28 年 4 月までの標準報酬月額については、30 万円から 32 万円、同年 5 月及び同年 6 月の標準報酬月額については、26 万円から 32 万円とする。

平成 24 年 9 月から平成 28 年 4 月までの訂正後の標準報酬月額（結論 1 の標準報酬月額（30 万円）を除く。）、同年 5 月及び同年 6 月の訂正後の標準報酬月額（結論 1 の標準報酬月額（26 万円）を除く。）については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

- 3 その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 52 年生
住 所 :

- 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 24 年 1 月 1 日から平成 28 年 7 月 1 日まで

請求期間における標準報酬月額が、給与の総支給額や控除されていた厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額より低い記録となっているので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

- 1 請求期間のうち、平成 24 年 2 月 1 日から平成 28 年 7 月 1 日までの期間については、請求者が提出した A 社に係る給与明細、日本年金機構が同社への事業所調査時に入手した給料台帳及び同社の破産管財人が提出した賃金台帳（以下「給料台帳等」という。）により確認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録により確認できる当

該期間の標準報酬月額（20万円）を上回っていることが確認できる。

厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

なお、厚生年金特例法に基づき、記録の訂正が行われるのは、上記低い方の額がオンライン記録の標準報酬月額を上回っている場合である。

したがって、請求者の平成24年2月1日から平成28年7月1日までの標準報酬月額については、給料台帳等により確認できる報酬月額及び厚生年金保険料額から、平成24年2月から平成28年4月までの標準報酬月額については、20万円を30万円、同年5月及び同年6月の標準報酬月額については、20万円を26万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社の元事業主からは、請求者の請求期間に係る厚生年金保険の届出及び保険料の納付についての回答は得られず、日本年金機構が保管する請求者に係る平成24年から平成27年までの健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届に記載された報酬月額が、厚生年金保険の記録における標準報酬月額に見合う額となっていることから、事業主は、給料台帳等で確認できる報酬月額又は厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額を年金事務所に届け出ておらず、その結果、年金事務所は、請求者の平成24年2月1日から平成28年7月1日までの厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求期間のうち、平成24年9月1日から平成28年7月1日までの期間については、給料台帳等により、毎年の定時決定の基礎となる4月から6月までに支払われた報酬月額を確認できることから、平成24年9月から平成28年4月までの標準報酬月額については、30万円を32万円、同年5月及び同年6月の標準報酬月額については、26万円を32万円とすることが必要である。

なお、平成24年9月から平成28年4月までの訂正後の標準報酬月額（結論1の標準報酬月額（30万円）を除く。）、同年5月及び同年6月の訂正後の標準報酬月額（結論1の標準報酬月額（26万円）を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

- 3 請求期間のうち、平成24年1月1日から同年2月1日までの期間については、給料台帳等により確認できる報酬月額は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額を上回っているものの、給料台帳等により、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額と同額であることから、厚生年金特例法による年金記録の訂正は認めることはできない。

また、請求期間のうち、平成24年1月1日から同年9月1日までの期間については、定時決定の基礎となる平成23年4月から同年6月までの期間に支払われた報酬月額を確認できる資料がないことから、厚生年金保険法第75条本文の規定による年金記録の訂正は認めることはできない。